

部会の議決をもって審議会の議決とすることのできる事項について

(案)

平成二十七年六月〇〇日

国土交通省国立研究開発法人審議会決定

国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則第6条第1項の規定に基づき、国土交通省の国立研究開発法人審議会の議決について、以下の事項については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるものとする。

1. 主務大臣による独立行政法人通則法第35条の6第1項に規定する評価のうち各事業年度における業務の実績に係るものについての意見具申
2. 主務大臣による独立行政法人通則法第35条の6第2項に規定する評価についての意見具申
3. その他会長が認める事項についての意見具申